

平成28年度川越駅西口市有地利活用事業提案競技の結果について

川越駅西口市有地利活用事業（以下「本事業」という。）は、事業実施者が民間施設を整備し、市がその民間施設内の一部を借り受けて行政機能として運営する官民連携事業として実施し、市民生活の向上、地域の活性化及び新たなにぎわいの創出等を図ることを目的としています。

市では、本事業に係る事業実施者を選定するために、平成28年度川越駅西口市有地利活用事業提案競技を実施しましたので、その結果を以下のとおり公表します。

1. 提案競技の経過

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| (1) 事業者募集要項等の公表 | 平成28年11月7日（月） |
| (2) 事業者募集要項等の説明会 | 平成28年11月10日（木） |
| (3) 事業者募集要項等への質問書受付 | 平成28年11月11日（金）～11月17日（木） |
| (4) 事業者募集要項等への質問回答書の公表 | 平成28年12月2日（金） |
| (5) 提案競技参加表明者の受付 | 平成28年12月7日（水）～12月9日（金） |
| (6) 参加表明者との対話（第1回） | 平成28年12月19日（月）
～平成29年1月10日（火） |
| (7) 参加表明者との追加対話（第2回） | 平成29年1月23日（月）～2月3日（金） |
| (8) 事業提案書類等の受付 | 平成29年2月20日（月）・21日（火） |

2. 川越駅西口市有地利活用事業者選定委員会の設置

委員長	岸井 隆幸（日本大学理工学部教授）
副委員長	尾崎 晴男（東洋大学総合情報学部教授）
委員	倉田 直道（工学院大学名誉教授）
委員	西本 千尋（JAM主宰）
委員	荒井 伸夫（荒井公認会計士事務所）
委員	矢部 竹雄（川越市総合政策部長）
委員	田宮 庸裕（川越市都市計画部長）（敬称略）

3. 審査の経過及び結果

審査は、事業応募者の参加資格を確認する「第一次審査」と、事業応募者の提案内容を審査する「第二次審査」の二段階方式で実施した。

- (1) 第一次審査（参加資格の確認） 平成29年2月22日（水）～3月7日（火）

市は、事業応募者が提出した資格審査書類から、募集要項に記載した事業応募者が満たすべき資格要件を満たしていることを確認した。

- (2) 第二次審査（基礎審査） 平成29年3月8日（水）

選定委員会は、提案書に記載された内容が事業者選定基準の「必須項目」をすべて満たしていることを確認した。

- (3) 第二次審査（加点審査） 平成29年3月22日（水）

選定委員会は、事業者選定基準に基づき、提案内容の審査を行った。また、評価にあたり提案内容について事業応募者へのヒアリングを実施した。

なお、評価の際は、事業応募者の事業者名等を伏せ、事業提案書類等の受付番号（「No.171」、「No.172」、「No.173」）により、全ての審査を行った。

《加点審査の評価結果：735点満点》

No.171	No.172	No.173
555.75点	396.25点	492.00点

(4) 最優秀提案者及び優秀提案者

選定委員会は、合計点数が第1位となったNo.171を最優秀提案者として、合計点数が第2位となったNo.173を優秀提案者として選定した。

区分	事業応募者No.	事業者名等
最優秀提案者	No.171	株式会社ピーアンドディコンサルティング 所在地：さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5 代表者：溝口 隆朗
優秀提案者	No.173	事業者選定基準により非公開

4. 優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定

市は、選定委員会の選定結果に基づき、最優秀提案者（No.171）を川越駅西口市有地利活用事業に係る優先交渉権者として、また、優秀提案者（No.173）を次順位交渉権者として決定した。

5. 優先交渉権者の提案概要

- (1) 借地期間 49年9ヶ月
- (2) 貸付地面積 8,519.58㎡
- (3) 施設概要 延べ床面積29,000㎡

① 民間施設棟

ア. 構造及び規模

- ・鉄骨造地上12階建 延べ床面積22,000㎡

イ. 主な業種

- ・行政機能、ホテル、事務所、店舗（飲食、サービス、物販）

② 駐車場・自転車駐車場棟（民設民営）

ア. 構造及び規模

- ・鉄骨造地上3階建 延べ床面積7,000㎡

※民間施設には、安全と潤いの機能を含む

- ・川越駅南大塚線沿いの広場（1,000㎡）
- ・ポケットパーク2ヶ所（地上部）

(4) 工程計画

平成32年度 供用開始

※上記内容は、優先交渉権者の事業提案書類等の内容に基づくものであり、今後の協議・調整により変更となる場合があります。

6. 今後の予定

今後は、優先交渉権者と事業実施に向けた協議・調整を行い、協議が整い次第、事業契約を締結し、本事業に係る事業実施者として決定します。